

平成 29 年度

事業計画

社会福祉法人 壬生老人ホーム



## 職員 心得 10 則

### 第一（サービス提供の基本）

サービスの提供に当たっては、「してあげる」のではなく「させていただく」という謙虚な気持ちで当たること。

### 第二（明るく・清潔な環境）

利用者と職員の間関係性を良好に保ち、常に明るく、清潔な職場環境を作るように努めること。

### 第三（誠実な仕事）

サービスの提供を行うに当たっては、利用者や第三者から評価されていることを忘れず、裏表なく誠実に取り組むこと。

### 第四（責任の自覚と相互協力）

与えられた業務については、責任を持ってミスなく確実に行うことはもちろん、職員は相互に協力し合って仕事を行うこと。

### 第五（相手の立場に立つ）

サービス提供に当たっては、常に相手の立場に立って行い、自分のペースや判断で行わないこと。

### 第六（言葉と行動）

サービスの提供に当たっては、言葉遣いや行動・態度に注意し、ハッキリ明快かつ親切・丁寧に行うこと。

### 第七（施設環境の美化）

事業所内の環境美化は、間接的なサービス提供であることを認識し、清掃・消毒などは確実に丁寧に行うこと。

### 第八（誇りとイメージアップ）

壬生老人ホーム職員としての誇りと自信を持って業務を行うと共に、外部の人との応接には特に気を配り、ホームのイメージアップに努めること。

### 第九（意見の交換と研究）

サービスの質の向上のために、職員相互の意見交換を行うと共に、常に問題意識を持って研究に努めること。

### 第十（私生活の自律）

勤務の変更が、利用者や他の職員に与える影響を認識し、平素の生活リズムを乱さないように、私生活には十分注意すること。

# 目 次

## I. 基本方針

## II. 中・長期計画

1. 安定した法人運営
2. 老朽化した施設園舎・設備
3. 収支の適正化
4. 人材の育成

## III. 各事業年度計画

### 1. 特別養護老人ホーム（定員50名）の計画と目標

#### 基本方針

- (1) 職員体制
- (2) 介護サービスと教養娯楽等の計画
- (3) 保健衛生、医療
- (4) 給食関係
- (5) 相談・ケアプラン業務
- (6) 調整会議（事業横断）各種委員会
- (7) 実習生の受入

### 2. 短期入所生活介護（ショートステイ4床） 計画と目標

### 3. デイサービス事業（通所介護・介護予防通所介護）の計画と目標

#### 基本方針

- (1) 安定した運営
- (2) サービス概要
- (3) サービス内容
- (4) 危機管理
- (5) 人材育成

### 4. 居宅介護支援事業所（在宅介護支援センター） 計画と目標

#### 基本方針

- (1) 年度目標
- (2) 課題
- (3) 研修計画
- (4) 収入見込

#### <在宅介護支援センター>

- (1) 年度計画
- (2) 課題
- (3) 研修計画

## IV. 収支目標

## V. 一般事務・職員処遇・防災・施設整備関係

- (1) 事務管理関係
- (2) 物品購入、施設整備関係
- (3) 福利厚生関係
- (4) 給与関係
- (5) 防災関連

## I. 基本方針

- ・各事業とも共通に、人権の尊重と自由・平等を根底とし、利用者・家族との関わりを深めそのニーズを迅速、的確に把握しサービスの向上に役立てることに努力する。
- ・介護技術、機能訓練、居宅介護支援技術等について、より専門的な知識を習得し理解するため研修等に積極的に参加するよう努力する。
- ・介護サービスの提供においてはケアレスミスの絶無、報告・連絡・相談等に特段の注意を払い介護事故、苦情の減少を目指す。
- ・ご利用者・ご家族との連絡の徹底を図り信頼を損ねないよう努力する。
- ・自立支援介護を基本とした「介護サービス計画」「居宅介護支援計画」に基づいた援助に当たる。
- ・引き続き職員の定着に努力すると共に経験年数の浅い職員や非正規職員にも積極的に研修を受講させ介護技術や知識の習得に努めることに重点をおく。
- ・介護事業全般に収支予測がマイナスであるため、可能なかぎり収入の増加を検討し、収支の改善に努力し、将来の法人運営に不安を来さないよう職員配置の適正化や無駄な経費の削減を心がける。

## II. 中・長期計画

### 1. 安定した法人運営と社会福祉法人改革への対応

従来からの法人運営水準を低下させることのないよう組織体制、収支状況を慎重に判断した事業運営を継続させるとともに、近年社会福祉法人改革への要請が高まりつつあるため、情勢を分析し社会福祉法人としての責務を果たすべくその方向性を検討する。

### 2. 収支の適正化

人件費をはじめ固定費が上昇しているため、経営を圧迫し始めている。引き続き事業収支は赤字見込みであるため、調整会議当を通じ各事業における収入増を検討する。

人件費に関しては、29年度以降の昇給・賞与について見直しを検討する。

事務費、事業費については引き続き支出の削減に取り組む。

### 3. 人材の育成と職員の意向汲み上げ

職員の定着に努力すると共に経験年数の浅い職員に積極的に研修を受講させ介護技術や知識の習得に努めることに重点をおく。

職員の運営に対する意向を汲み上げ事業の円滑な推進に資するため、施設長が職員へのヒアリングを行う。

### Ⅲ. 各事業年度計画

#### 1. 特別養護老人ホーム（定員50名）の計画と目標

##### 基本方針

- ・人権の尊重と自由・平等を根底とし、前年度同様のサービス提供水準の維持を目標としつつ、一層のサービスの質の向上に努め、利用者・ご家族から壬生老人ホームを利用してよかったと評価を得られるよう努める。
- ・利用者の生活の場として生きがいを持って快適な日常生活が出来るようなサービス提供に努力する。
- ・安定した事業運営のため、可能な範囲での利用率の向上に努める。特に、利用者の退所～新規入所の期間を可能な限り短縮することに心がける。
- ・経営面では、利用率の向上に向けて入院中の利用者床を短期入所空床利用に充当するよう努力し利用率の向上（目標95%以上）に努める。

##### (1) 職員体制（平成29年4月（予定））別紙組織図参照

職 種		施設長 (兼務)	相 談 員	介 護 支 援 専 門	介 護 員	医 師		看 護 師	管 理 栄 養 士	事 務 員
						内 科	精 神 科			
正規職員	実 人 員	1	1	1	18			2	1	1
非正規職員	実 人 員				3	1	1	2		1
	常勤換算				2.0	0.2	0.1	2.6		0.9
計		1	1	1	20.0	0.3		3.6	1	1.9

利用者数：介護職員数（看護職を除く）＝ 2.65 : 1    利用者数：看護介護職員数＝ 2.33 : 1

##### 人員配置と変則勤務の目安

- ☆利用者：介護職員（看護職員を除く）＝ 2.00 ～ 2.30 : 1 を目標とする
- ☆介護職員の変則勤務（夜勤早出等）：各勤務 5回/月 以内程度とする

##### (2) 介護サービスと教養娯楽等の計画

介護職員としての経験の浅い職員に対して、研修を行い介護サービスの質の低下を招かないよう配慮する。

入所者の社会性と活性化を確保するため、各種季節行事の企画実施に努力する。

「レクレーションリハビリ」の充実及び、「外食会」など外出行事を従来同様の頻度で計画し、入所者の個別ニーズに応えられるようにする。また、介護事業への理解を得るよう家族等への積極的な参加を働きかける。

ホームの四大大行事である、初春の集い・創立記念行事・納涼の夕べ・敬老家族との集いなど

については、行事内容について趣向を凝らして楽しい雰囲気を実施するように努力する。

#### イ. 利用者サービス提供の向上のための課題と目標

- ・職員の介護に関する資質を向上し、入所者個々の実体・ニーズを正しく、深く把握する。また各職種間の連携に配慮し、健康状態・ADL・認知症の状態・悩み、要望等について、訴えや問題点があれば、適時適切に職員全体が把握できるように工夫する。
- ・介護サービス計画（ケアプラン）の策定に当たっては「包括的自立支援プログラム」手法を用い、適切なアセスメントによる問題領域を把握し、ケアカンファレンスには本人・家族等の参加を求め、利用者や家族に対するアンケート調査を実施し、結果を受けて、職員と利用者・家族が一体となって「自立支援介護」に当たる。
- ・ホームが「生活の場所」として、わだかまりなく、楽しく、自由にうらおいのある日々を過ごせるように、可能な限り制約や規制を避け、自主自立した生活環境を醸成する。また、プライバシーの保護についても配慮するほか、利用者ご家族に対する言葉遣いなど言動には十分注意し、誤解や苦情を招かないようにする。
- ・入所者のサービス提供向上に有効に機能するよう、「主任ケアワーカー制」「調整会議（幹部会議）」を継続させ、「利用者との懇談会」「家族懇談会（家族アンケートを含む）」を開催する。
- ・利用者の人権を尊重し「身体拘束」ゼロを目指し、やむを得ない場合は家族への説明、同意など必要な手続きを経たうえで、定期的に見直す。身体的虐待はいうに及ばず、普段の利用者に対する言葉遣いなどにおいても、人権に配慮した安心できる言葉遣いを徹底するよう指導する。
- ・介護事故の減少を目指し、継続して事故発生・ヒヤリハット後の検討、研修をおこなう。（軽微な事故であっても、必ず家族への連絡し遺憾の無いように対応する）
- ・サービス向上委員会を通じて、利用者・家族アンケートを行い、ニーズの把握に努め個別援助計画の充実に努力する。

#### ロ. 主な行事計画 別紙年間行事計画参照

#### ハ. 研修計画

- ・業務別・レベル別・研修計画の作成に努力する

### **(3) 保健衛生、医療**

- イ. 健康状態に問題を抱える利用者が多いために、嘱託医や地域医療機関との連携を密にし、特養入所者の健康維持に向けて働きかける。
- ロ. 定期健康検査の1回/年実施により、入所者全員の健康状態をスクリーニングし、異常の早期発見と早期治療開始に努める。検査は、血液検査・心電図・検尿・胸部単純レントゲン撮影を行う。
- ハ. 褥瘡予防対策方法や治療に関して研鑽に努め、必要に応じてマニュアルを改正する。

- ニ. 感染症予防に努める。職員及び特養入所者に対して、インフルエンザ予防接種を行う。
- ホ. 利用者の健康状況については、必要に応じて適宜関連職種に情報提供し、健康状況向上に向けてのチームアプローチに貢献する。
- へ. 各種研修への参加を通して、高齢者医療へ知識・技術の向上に努める。
- ト. 看護職員と介護職員との協働により介護職員が一部の医行為を行なうことが可能な体制作りに向けて、委員会や研修、マニュアルの整備を行う。
- チ. 職員の環境美化・整備に対する意識向上を図るとともに、従来通り環境整備職員を雇い上げ、施設内の消毒清掃等に従事させ衛生的な住環境を維持する。
- リ. 看護、介護職員協働による「看取り介護」の実施と看取り加算の取得に向けた体制作りを努力する。

#### (4) 給食関係

利用者満足度を調査把握し、結果を基に予算内でより美味しく召し上がっていただけるよう食事の献立や味付けの検討を行う。

今年度も以下の点を目標として、給食の提供にあたる。

- イ. 楽しい雰囲気の中で食事を食べて頂く事により、一日の生活に楽しみとリズムをもたらせ、生きる意欲につなげる。
- ロ. 個々の嗜好に配慮し、見た目にも美しく、美味しそうに視力、聴力、嗅覚、触覚、味覚の五感を刺激しながら食事を味わって頂く。
- ハ. 他部署との連携・情報交換を密にとり、個人に合った食事提供に努める。
- ニ. 日常の食数を的確に把握し、無駄のない食事の提供を行う。また光熱費などの経費削減を心掛ける。
- ホ. 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿った食中毒予防に努め、また厨房職員の衛生管理に努め、健康診断と検便を確実に実施する。
  - ・調理場、排水路の定期的清掃による諸害虫駆除に努める。
  - ・まな板、包丁等調理器具の清潔・衛生に努める。
  - ・厨房職員の衛生に配慮し、特に、服装の清潔、手指の消毒、三角巾・手袋等の使用の励行。
  - ・食品の鮮度の吟味、保存の適正、適正な調理方法。
  - ・「日常的衛生管理点検表」によるチェックは恒常的に継続実施する。
- へ. 行事食やおやつ作りを企画し、いつもと違う雰囲気の中で食べて頂く事により日々の生活に変化をもたせる。
- ト. 利用者の特性や身体状況を把握し、適切な栄養計画をたて、それに基づく食事提供をして栄養状態の評価や判定など栄養ケアマネジメントを充実させる。
- チ. 積極的に研修に参加し、知識の向上に努める。
- リ. 従来とおり栄養ケアプランを継続実施する。



## (5) 相談・ケアプラン業務

- イ. ケアプラン作成に係るアセスメントに於いて、「包括的自立支援プログラム」での課題の抽出を、ICFの手法を同時に行なえるシステムを確立することに努力する。
- ロ. 介護、医療職員と連携してご利用者の状況を確実に把握し、ご利用者の状況の連絡、報告を適切に行い、信頼される施設づくりに努める。
- ハ. 利用者や家族がより良い生活を送るために各種制度・社会資源を有効に活用できるように支援する。

## (6) 調整会議（事業横断）、各種委員会

- イ. 事業を横断した「調整会議」（幹部会議）を毎月開催し運営に関する情報の共有を図る
- ロ. 従来通り以下の各種委員会、会議を開催しサービスの向上に努める。

感染症対策委員会	褥瘡予防員会	事故対策委員会
身体拘束予防委員会	サービス向上委員会	入所判定委員会
各階フロア会議	給食会議	主任副主任会議
特養調整会議	特養全体会議	

## (7) 実習生の受入

介護実習生は、近年激減しているが受入の要請があれば積極的に受け入れる。

## 2. 短期入所生活介護(ショートステイ4床)の計画と目標

短期入所介護は特養と一体としてサービスを提供し利用者、ご家族にとってより安全で快適な安心のできるサービスを提供することを目標とし、具体的に下記の項目に努力する。

法定床数は4床であるが、特養利用者との合計利用者人数が2Fフロアで30床となり、介護職員数に対して負担が大きいため、当分の間緊急の場合を除き3床に制限する。

- イ. 居宅介護計画に基づいた短期入所生活介護計画の作成を行う。
- ロ. 送迎時間忘れ、衣類紛失などケアレスミスの無いよう十分注意する。
- ハ. 介護事故の絶無を目指し「見守り」「声かけ」を怠らないようにする。
- ニ. 利用者の身体能力、既往病歴等を十分に理解し支援にあたる。
- ホ. 介護者(家族)との密な連携を保ちより信頼関係を築く。
- ヘ. 送迎時の車輛事故、利用者乗車中の事故ゼロを継続する。
- ト. 年間利用率95%以上を目標とする。

### 3. デイサービス事業（通所介護・介護予防通所介護）の計画と目標

#### 基本方針

地域老人福祉の拠点として、期待され、信頼されるセンターづくりを目指す。

#### (1) 安定した運営

**【重点課題】** 減収を踏まえた職員体制を作る。利用者1名あたりの単価の引き上げ収支の安定を図る。総合事業の受入を行なう。

##### イ. 収支

- ・ 介護重度の利用者の受け入れを継続し、利用者の利用時間延長を推進し、1名あたりの単価の引き上げを図る。
- ・ 職員体制の調整を行い収入減少への対応を図る。
- ・ 平成29年度から開始となる総合事業の受入態勢を整える。

##### ロ. 職員体制

- ・ 職種、職員の年齢などを踏まえた雇用対策と勤務調整を行い安定した運営体制をめざす
- ・ サービス提供体制加算Ⅰ（介護福祉士配置50%以上）を維持するため有資格者を積極的に採用する

職 種		生活相談員	介護職員	看護職員 機能訓練指導員	その他
常 勤	実人員	1	2	1	0
非常勤	実人員	2	7	3	3
	常勤換算	2.0	4.2	2.7	1.4
実人員合計		3	9	5	3
所持資格別					
社会福祉士					
介護福祉士（再掲）		3	7		
ヘルパー2級			1		
看護師・准看護師				5	
介護支援専門員		1	3		

##### ハ. 労働環境

- ・ 有給休暇消化率70%以上をめざす。希望休のとれる労働環境の整備を目指す。

##### ニ. 施設整備・物品購入

- ・ トイレカーテンを見直しプライバシー配慮の改善を検討する。
- ・ 28年度追加導入されたリフト車を活用する。
- ・ コスト意識を持ち 消耗品の価格を比較検討する

##### ホ. 運営体制

- ・ 全職種の職員が協働して業務遂行が出来るよう、勤務のシフト化や業務の見直しを行う。

- ・会議を通じて企画・運営について検討をする。
- ・月1回 他部署との各会議に参加し、意見交換をする。

#### ヘ. 評価・苦情対応

- ・年に2回、リーダーを中心に自主点検、情報の公表、利用者アンケートを行う。
- ・アンケート等の結果を元に改善計画を検討、利用者への公表を行う。
- ・苦情や意見も同様に要因分析し、改善内容を行い、公表する。

## (2) サービス概要

**【重点課題】**地域の老人福祉の拠点として、信頼されるセンターづくりをめざす。

#### イ. 特色

- ・重度の障害や疾病、また認知症症状により、一般の通所施設で受け入れにくい利用者の受け入れを継続する。
- ・短時間や特定のサービスのみの利用希望に対しての受け入れも継続する。

#### ロ. サービス窓口・広報

- ・見学や無料体験利用に積極的に対応する。
- ・毎月広報の「みぶだより」、年1回写真入り職員紹介を発行する。

#### ハ. 倫理

- ・倫理、マナー、個人情報保護、尊厳（虐待・身体拘束）・プライバシー保護の研修を継続する。
- ・継続し、法令順守マニュアル作成のための法令のリスト化をすすめる。

#### ニ. 関連機関・地域との連携

- ・地域の中学生の職業体験（チャレンジ体験）やボランティアの受け入れを継続する。

## (3) サービス内容

**【重点課題】**利用者の尊厳を守り、生活機能向上をめざした介護サービスを行う。

#### イ. ケアプラン

- ・月評価の部分的な担当からサービス担当者会議参加まで、職員の習熟度に応じて分担する。記録の書き方など習熟度に応じた指導を実施し個々の能力向上を推進する。

#### ロ. 基本介護

- ・【入浴】プライバシーに配慮した支援と生活動作の自立支援をする。重度利用者も入浴ができるよう特浴の提供日を増やす。
- ・【食事】従来通り、自宅での状況や要望、好みや疾患・障害に配慮した食事と水分の提供に努める。
- ・【排泄】利用者のプライバシーに配慮した支援、介護者の負担軽減ができるよう排泄管理の支援を継続する。プライバシー保護に向けトイレ環境設備の改善案を立案する。
- ・【送迎】安全で快適な送迎サービス提供に努める。
- ・【健康管理】在宅での健康管理助言、内服管理の支援を行う。迅速な緊急時対応と的確な受診勧奨を行い、療養を支援する。

#### ハ. 活動プログラム（レクリエーション）

- ・ 集団活動を中心に機能訓練を提供する。利用者個々のニーズに応じた機能訓練を提供する。
- ・ 利用者やボランティアが一緒となった活動の運営支援をする。

#### データ 平成29年度行事

	内容	ボランティア企画・地域交流
通常	グループ活動 すこやか体操グループ はつらつゲームグループ 創作グループ ・俳句サークル ・書道サークル ・創作グループ(手芸など) お誕生会・カレンダー作り (折り紙創作) ・園芸活動 メロディ倶楽部 その他	俳句指導（松田基弘） 書道指導（上田勝巳） 創作指導（松岡晴子） 園芸指導（松岡晴子） 安田長次朗
4月	お花見ドライブ	
5月	春の鑑賞会	
6月	創立記念祝賀会	
7月	七夕コーラス	
8月	盆踊り	
9月	初期消火・避難訓練 敬老祝賀会	
10月	運動会	
11月	秋の観賞会	
12月	紅葉狩りドライブ	
1月		
2月		
3月	シェイクアウト訓練	

#### ニ. その他のサービス

- ・ 従来通り、業者による理容サービスを継続する。
- ・ 利用者家族が相談・見学・参加しやすいよう、年間を通じ開放する。

#### (4) 危機管理

【重点課題】 新任職員が基本的な実践ができるよう、緊急時対応の研修を行う。

##### イ. 緊急時対応

- ・ 緊急時マニュアルに沿った初動対応の研修を行い、救急救命講習を全職員が受講済みとなることをめざす。

##### ロ. 災害時対策

- ・ 年1回、利用者参加の火災時避難訓練とシェイクアウト訓練を行う。
- ・ 年1回、職員1名が、壬生寺合同防災訓練に参加し初期消火訓練を行う。
- ・ 年1回、職員の災害時連絡の訓練を行う。
- ・ 福祉避難所マニュアルに沿って、備蓄の点検を行う。

ハ. 感染症対策

- ・ 感染症流行期に合わせ職員や利用者へ注意喚起を行い感染症対策の徹底を図る。

ニ. 事故対策

- ・ 事故はインシデント記録(事故・感染症)を作成、全職員で要因分析と対策を立てる。
- ・ 転倒リスクアセスメントの結果をプランやマニュアルに取り入れ予防対策を行う。

## (5) 人材育成

**【重点課題】**職業人として成長できる職場をめざし、個別の課題に応じた研修システムを作る。

イ. 内部研修

- ・ 職員に必要な知識・手順・対人関係能力について内部研修を行う。

ロ. 個別研修・外部研修

- ・ 全職員が、職能課題に応じて個別に目標を立てる。目標に向け成長できるよう、支援体制外部研修に参加できることをめざす。

ハ. 実習生の受け入れ

- ・ 実習支援には全職員が積極的に関わる。実習指導の経験を通じ、チーム全体で人材育成力の向上をめざす。

## 4. 居宅介護支援事業所(在宅介護支援センター)の計画と目標

事業所目標	「いつでも何でも相談できる事業所」となり、地域の中核事業所としての役割を担う	
大目標	中目標	行動目標
「何でも相談できる事業所」を実現する	質の高い居宅介護支援事業所として、事業所加算Ⅲを維持する	主任介護支援専門員を配置する
		定期的に事業所会議を開催し、サービス提供にあたっての留意事項に掛かる伝達等を行う
		介護支援専門員個々の目標に即した、研修計画を立案し、研修を受講する事により、スキルアップを図る
		地域包括支援センターからの、困難事例等の支援依頼を受け入れる体制を整える
		運営基準減算・特定事業所集中減算の適応を受けない様に留意する
		居宅介護支援の利用者数の定員を超えないように支援する
		予防支援委託・ケアマネジメントA委託を受託する
		介護支援専門員実務者研修等の実習生を受け入れ、後進の育成に協力する

「いつでも相談できる事業所」を実現する	いつでも相談できる体制を維持する	24時間連絡体制の確保を維持する
		通常提供実施範囲の見直しを行う
		介護支援専門員の複数担当制を維持し、事業所として利用者の相談支援に当たれるように整備する
		災害時対策を充実させ、災害時でも対応できる事業所を構築する
地域に貢献できる事業所となる	地域と連携の摂れる事業所となる	地域包括支援センターと連携を図り、地域との連携を図れるよう体制作りを行う
		中京居宅介護・予防支援事業者連絡会の幹事として参画し、地域の介護保険サービス事業所の連携を構築する
		中京区在宅医療連携推進実務担当者会議・難病ワーキンググループ会議・中京区認知症連携の会などに実務担当者として参画し、医療を含めた他職種連携の関係を構築する
		京都市老人福祉施設協議会居宅介護支援部会に運営委員として参画し、京都市内の介護支援専門員の横の繋がりを作り、お互いに資質向上を図れるよう事業運営を行う
		京都府災害派遣福祉チーム（京都府DWA T）に参加し、地域のつながり作りや、地域や府の防災訓練・福祉避難サポートリーダー養成へ参画する

●平成29年度会議・研修計画

- ・ 共通：中京区居宅介護支援事業者連絡会が予定する勉強会参加（毎月）
  - 京都府・京都市が行う研修会の参加
  - 市老協居宅介護支援部会が行う研修の参加（年4回）
  - 京都府介護支援専門員会が行う研修会の参加
  - 中京区内の地域包括支援センターが主催する勉強会
  - その他、保健福祉団体が行う研修会の参加
- ・ 資格更新のための研修は、それぞれに計画的に受講する。（29年度は、主任更新1名）
- ・ 個別研修計画に基づく研修は、該当するものがあれば外部研修を利用し積極的に参加する。また、主任介護支援専門員と相談し、事業所内で行えるものは日常的に取り入れる。
- ・ 内部研修は、事業所会議の時間を使って行う。基本的には第3（金）に計画する。
- ・ ケアプランのより一層の充実化のため、一時中断していたケアプラン点検を再開する。
- ・ 事業所会議：加算条件である、「週1回以上の会議の開催」を以下の表のように行う。

(外部研修計画)

月	研修計画予定
4月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会 本能地域包括支援センター勉強会
5月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会 市老協居宅部会主任介護支援専門員対象勉強会
6月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会
7月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会 市老協居宅部会全体研修
8月	
9月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会
10月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会
11月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会 市老協居宅部会全体研修
12月	
1月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会
2月	中京居宅介護支援事業者連絡会勉強会
3月	

(事業所会議年間計画)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1週	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定
2週	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検
3週	マニュアル点検	認知症ケアについて	法令遵守について	権利擁護について(事例検討)	利用者処遇検討会(アンケートについて)	精神疾患について
4週	全利用者状態確認	全利用者状況確認	ケアプラン点検(安田)	全利用者状況確認	全利用者状況確認	ケアプラン点検(河村)
5週			全利用者状態確認			全利用者状況確認
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定	計画変更予定

週						
2週	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検	災害時緊急連絡名簿点検
3週	ケアプラン点検（南）	医療研修（ ）	倫理・プライバシー保護について	ケアプラン点検（南）	ケアプラン点検（河村）	災害時想定訓練（3/15）
4週	全利用者状況確認	全利用者状況確認	ケアプラン点検（安田）	全利用者状況確認	全利用者状況確認	医療研修（ ）
5週			全利用者状況確認			全利用者状況確認

- ※ 第1週：当該月の計画変更予定・特定事業所集中減算確認 他  
 第2週：災害時・緊急時対策 他  
 第3週：年間研修計画に基づく事業所内研修  
 第4週：（大の月は、年間研修計画に基づく）  
 第5週（最終週）：全利用者の状況確認 他

#### <在宅介護支援センター>

- ・年度計画

継続的に、地域福祉をサポートする場所として、活動を行う。

- ・介護用品展示を継続して行い、介護用品の相談窓口となる。
- ・要介護認定を受けているが、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）の決まっていない地域高齢者の、更新手続きや更新調査などの支援を行う。
- ・地域包括支援センターと連携し、地域の高齢者のサポートを行う。

- ・課題

委託事業ではないため、はっきりとした事業内容が定められていない。

今後、独自の事業を開拓し、計画実施していく必要がある。

収入源が無いため、活動を行うと独自事業としては赤字となる。

- ・研修計画

京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会が開催する研修（年2回程度）

- ・収入見込み

なし。



## IV. 数値目標

各事業において以下の数値目標を課題とし、法人全体では可能な限り赤字額を抑える運営を目指す。

- ・特養・短期入所　： 全体での利用率95%以上を目標とする。
- ・デイサービス　　： 1週あたりの延べ利用者数130名以上をめざす。
- ・居宅支援　　　　： 月間90件の給付管理を目標とする。

## V. 一般事務・職員処遇・防災・施設整備関係

### (1) 事務管理関係

- イ. 経理処理を正確に行う。
- ロ. 会計事故の絶無に努める
- ハ. 介護請求に関して、漏れや過誤の無いよう留意する
- ニ. 各事業の連携を密にし、共用可能な物品等は重複購入を避け経費の削減に努める

### (2) 物品購入、施設整備関係

- イ. 老朽化したベッドを低床ベッドへの更新を検討する。
- ロ. 敷地内の樹木の落葉による近隣への迷惑防止のため、従来通り年2回の樹木剪定を行う。

### (3) 福利厚生関係

- イ. 上半期に全職員参加の親睦会を行う
- ロ. 市老協の福利厚生、共済会行事等の活用を図る。
- ハ. 職員親睦会への補助を通じ職員の親睦、ストレスの解消に努める。
- ニ. その他 福利厚生に柔軟に対応する。

### (4) 給与関係

- イ. 収支バランスを考慮し、賞与月数、昇給号俸数を検討する。
- ロ. 人件費率70%以内を目標に安定した運営を目指す。

### (5) 防災関連

- イ. 従来同様、夜間想定避難訓練の実施と壬生寺防災訓練への参加を各1回おこなう。
- ロ. 例年通り専門業者に防災設備点検を委託し、防災設備を正常な状態で維持管理する。
- ハ. 特殊建築物点検を業者に委託し園舎の健全な維持に努める
- ニ. 例年通り専門業者に電気設備点検を委託し、電気設備を正常な状態で維持管理する。
- ホ. 宿直実施職員に対し、防災機器の取扱研修を行うと共に当該者を対象に夜間の緊急時に対応できるよう「夜間想定訓練」を計画実施する。
- ヘ. 地域防災団体との協力関係の構築に努力する。